

No. 2 公益社団法人あおもり農林業支援センター

1 法人の概要

(平成 25 年 6 月 27 日現在)

代表者職氏名	理事長 鳴海 勇蔵	県所管部課名	農林水産部構造政策課	
設立年月日	平成 23 年 10 月 26 日	資本金・基本金等	1,840 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		1,000 千円	54.3%
	市町村 (30)		680 千円	37.0%
	農林業関係団体 (7)		160 千円	8.7%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	9 名	1 名	県OB 1 名
	監事	2 名	0 名	
	職員	22 名	12 名	県派遣 6 名、県OB 1 名
業務内容	農地保有合理化事業、公社営畜産基盤整備事業、青年農業者等育成センター事業、林業労働力確保支援センター事業			
経営状況 (平成 24 年度)	経常収益	959,765 千円	(その他参考)	
	経常費用	1,126,630 千円	県からの補助金	498,681 千円
	当期経常増減額	△166,865 千円	県からの受託事業収入	1,928 千円
	当期経常外増減額	335,752 千円	県の損失補償	432,357 千円
	当期一般正味財産増減額	168,887 千円		

2 沿革

青い森農林振興公社が実施する分収造林事業は、採算性の悪化により、将来的に多額の償還財源不足が見込まれることから、県では、平成 22 年 12 月に、分収造林事業の県への移管を決定した。

しかし、分収造林事業に係る債務処理を進めると、財産の処分や借入が制限され、農地保有合理化事業等の実施に支障を来すことから、平成 23 年 10 月に、分収造林事業以外の事業を移管・運営する法人として、一般社団法人あおもり農林業支援センターが新たに設立された。

平成 24 年 4 月 1 日には、青い森農林振興公社から分収造林事業以外の事業を引き継ぎ、「農地の利用調整と集積」、「農林業の担い手の育成・確保」、「畜産の基盤整備」の 3 つを柱に運営を開始するとともに、公益社団法人へ移行した。

3 法人を取り巻く現状

青い森農林振興公社から引き継いだ事業のうち、農地保有合理化事業は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進するために、規模縮小農家から農地を買入れ又は借入れて、担い手農家に売渡し又は貸付ける事業であるが、近年の農産物価格の低迷等により担い手農家が規模拡大に慎重になっており、事業量が年々減少している状況にある。このような状況の中で、当法人の経営健全化を図るためには、滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消が大きな課題となっている。

なお、国では、平成26年度に「(仮称)農地中間管理機構」の創設を検討しており、同機構は農地集積・耕作放棄地解消の推進を図ることを目的とし、これまでの農地保有合理化事業の拡充・強化となる業務を行うことが想定されていることから、当法人が実施している農地保有合理化事業への影響等も考えられ、国・県等の動向を注視していく必要がある。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 農地保有合理化事業の滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消

ア 法人の対応

(7) 新規発生防止・解消に向けた対策

下記の対策を講じ、滞納賃借料等及び長期保有農地の発生防止・解消に努めた結果、滞納額等を減少してきたところである。

a 新規発生防止に向けた対策

- ① 事業採択時、内部審査会において買受者、借受者の経営状況などを事前審査
- ② 一時貸付事業や賃借料一括前払事業において、事業枠の設定や保証金・保証人制度の創設によるリスク回避

b 解消に向けた対策

- ① 現地駐在員を2名設置し、職員との巡回による督促
- ② 返済条件を緩和する分割返済計画に基づく分割返済の推進
- ③ 法的措置の実施による債権回収

【参考：滞納賃借料等の回収状況の比較】

(単位：万円)

区 分	滞納賃借料		長期保有農地	
	平成21年度	平成24年度	平成21年度	平成24年度
年 度				
期 首	16,458	11,731	20,304	9,210
解 消	2,666	1,367	6,624	3,888
新規発生	1,320	221	611	1,437
損失処理	267	3,701	—	—
期 末	14,845	6,883	14,291	6,759

(イ) 経営安定化に向けた取組

契約農家が経営破綻したことで徴収できなくなった賃借料や、売却できなくなった農地を第三者に売り渡して生じた売買差損など、平成24年度時点で、回収困難と判断される未収金が約2億円あったが、貸倒引当資産約5千万円、県からの補助金約1億5千万円などを活用し、それら回収困難債権に係る借入金を償還したことで利息負担が軽減された。

また、平成25年度からは、一時貸付事業について、貸付期間をこれまでの5年タイプに加えて、リスクのより少ない3年タイプを創設したところであり、リスクの回避と事業量の拡大を図ることで、経営基盤安定化のため自主財源の充実・確保に努めている。

イ 委員会の意見等

当法人の滞納賃借料等及び長期保有農地は、様々な取組を実施したことにより着実に減少してきており、また、リスクを低減した一時貸付事業を創設したこと等の積極的な取組は、当法人の経営基盤の安定に資するものと認められ、その努力・取組を高く評価するものであり、引き続き、滞納賃借料等の新規発生防止と一層のリスク低減に向けた取組を進めつつ、自主財源の充実・確保を図っていただきたい。

なお、国において農地集積・耕作放棄地解消のために「（仮称）農地中間管理機構」の創設を予定しており、当法人の唯一の自主財源となる農地保有合理化事業への影響も想定されることから、新たな制度が具体化していく過程において、当法人の経営への影響や課題等を分析・検討を行い、適切に準備・対応していくよう求めるものである。